

「宮城県地域福祉支援計画(第5期)中間案」に対する意見提出手続き
(パブリックコメント)の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

令和8年3月16日(月)

宮城県では、「宮城県地域福祉支援計画(第5期)中間案」に対する御意見の募集等(パブリックコメント)について、令和7年12月17日から令和8年1月16日までの間、ホームページ等を通じ県民の皆様の御意見等を募集しました。

この結果、1名の方から合計2件の貴重な御意見・御提言をいただきました。御協力ありがとうございました。

御意見等に対する宮城県の考え方について、以下のとおり回答します。

No	項目	頁	御意見等(要旨)	宮城県の考え方
1	第4章 支援施策の展開 2 地域福祉活動の推進 (10)困難な問題を抱える女性への支援	49	困難を抱える女性への支援について、他自治体では、民間財団から高く評価され公的な助成を受けた団体関係者が、薬物所持等で逮捕される事例も起きている。支援団体の選定にあたっては、外部評価に依存せず、犯罪歴の有無や不適切な団体との接触がないかを県として確認すべきである。運営の評価が困難な状況にあることを踏まえ、支出の監査も厳密に行うことを求める。	いただいたご意見は、今後の団体選定や監査における審査・指導の参考とさせていただきます。
2	第4章 支援施策の展開 3 地域福祉活動を担う多様な担い手づくり (10)NPO等の活動促進	61	NPO等への活動支援にあたっては、行政の手の届かない分野への寄与を期待する一方、近年、他自治体においてNPO団体による不明瞭な収支や不適切な助成金受領等の事案が見受けられる。支援団体の選定と助成金の監査については、県民が納得できるよう厳格に実施することを求める。	いただいたご意見は、今後の団体選定や監査における審査・指導の参考とさせていただきます。